

2025（令和 7）年度

くにたちの学校給食

“安全でバランスのとれたおいしい給食を楽しく”



国立市教育委員会

食育推進・給食ステーション

(愛称：^カ ^ム KAMU ^カ ^ム COME キッチン)

《 目 次 》

1. はじめに	2
2. くにたち食育推進・給食ステーションの概要	2
3. 令和7年度事業計画	3
4. 組織	5
(1) 教育委員会	
(2) 食育推進・給食ステーション職員構成	
5. 国立市学校給食運営審議会	5
6. 専門委員会等	5
(1) 学校給食献立作成委員会	
(2) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会	
(3) 給食主任会	
7. 令和7年度学校給食年間予定表	6
8. 国立市の学校給食の沿革	6
9. 国立市の学校給食摂取基準	7
10. 学校用給食物資の購入について	8
(1) 食材の購入についての考え方	
(2) 主な食材の購入	
(3) 地場（市内産）産野菜の導入	
11. 納入物資の検査について	10
12. 衛生管理	10
13. アレルギー等について	11
14. 令和6年度試食会	11
15. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業	12
16. 学校給食費調べ（令和7年度当初予算）	14
17. 学校給食費	15
(1) 学年別給食費	
(2) 令和6年度学校給食費収支決算額	
18. 食育推進・給食ステーションレイアウト図	16
19. 年 表	17
20. 条例、規則等資料	21
くにたち食育推進・給食ステーション設置条例	
くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則	
くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則	
国立市学校給食運営審議会規則	
学校給食献立作成委員会規程	
学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程	
給食主任会規程	
学校給食法	
食育基本法	

1. はじめに

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、目的では、学校給食が「国民の食生活の改善に寄与するもの」とされていました。

その後、平成 17 年の食育基本法の成立などによって、食育への関心が高まり、学校給食法は平成 20 年 6 月に 54 年ぶりに改正され、平成 21 年 4 月から施行されています。

新たな目的では、学校給食が「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とし、現代の児童及び生徒の食をめぐる状況の変化や食生活、食習慣の改善の必要性を踏まえたものとなっています。

主には、学校給食の目的及び目標が見直され、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしています。さらに、学校給食の実施及び衛生管理について、国が基準を定めることを法律に明記したことも重要なことでした。

学校給食の目標（学校給食法より）

- （１）適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- （２）日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- （３）学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- （４）食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- （５）食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- （６）我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- （７）食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. くになち食育推進・給食ステーションの概要

国立市の学校給食は、くになち食育推進・給食ステーションによるセンター方式で運営しています。

① 開 所	2023 年（令和 5 年） 8 月
② 担 当 校	市立小・中学校全 11 校
③ 実施食数	約 5,100 食
⑤ 敷地面積	3823.76 m ²
⑥ 建物面積	3569.42 m ²

施設愛称の「^カ^ムKAMU ^カ^ムCOME キッチン」について、「KAMU」には食育の基本である「よく噛んで食事をする事」を小中学校の児童生徒に身近に感じてほしいという思いを、「COME」には誰でも気軽に来て、楽しめる施設を目指すという思いを込めています。

3. 令和7年度事業計画

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、義務教育学校の教育の目的を実現するため、給食の実施に当たっては引き続き内容の充実を目指します。

主要施策

1. 食の安全安心の確保

(1) 良好、安全な食材の調達

食品衛生法等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産で、食品添加物・遺伝子組換え及び農薬の使用を控えた食材の調達、地場野菜の取り入れの推進、残留農薬検査・細菌検査の実施

(2) 給食の充実

次の事項に配慮した給食の充実

①適切な栄養摂取②旬の食材の使用③児童及び生徒の嗜好にあった献立④給食ならではの苦手を克服する献立⑤市内のレストランやシェフ・調理関連学校・くにたち図書館などとのコラボ給食を企画⑥卒業する児童生徒に行ったアンケートによるリクエスト献立の実施⑦季節や記念日などにちなんだ行事食を積極的に活用⑧手作り給食の更なる充実⑨地場野菜のより積極的な活用⑩幅広く給食の充実を目指す中で、一つの例として「バイキング給食」などの実施を検討する

(3) 食物アレルギーへの対応

国立市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルに基づき、現状の諸課題を解決して、令和7年度に向けてアレルゲン物質の対象品目(現在は、乳・卵)を増やすか否かを検討すると共に、引き続き、学校との連携を図りながら、保護者に対しては、料理材料の詳細・加工品の原材料等が把握できる資料の提供を行う

2. 食育の推進関連

(1) 食に関する理解の促進

- ・「くにたちの学校給食 食育ビジョン」に基づき、特に各部署と連携した食育推進に係る各種事業の積極的な実施
- ・学校を始め地域への「出向き・出歩く・身近に感じていただける」栄養士の集団を確立できたので、「美味しく安心安全な給食」提供を安定的に行うことを再優先にしながらも、食育ビジョンの記載内容を鑑み、具体的な成果をあげていく
- ・担当栄養士作成の「献立メモ」については、「給食予定表」による①旬の野菜や特別な献立内容の紹介②食による健康管理などを記しており、より積極的な活用・児童生徒への周知を図る

- ・「市内栄養連絡会」と協議しながら、他部署の栄養士が、当ステーション栄養士と連携して、様々な世代を対象とした各種講習会・調理教室・栄養相談業務など、積極的にステーションを活用していただく

(2) 試食会

- ・未就学児とその保護者への「体験型給食試食会」を引き続き企画し、参加者の増加が図られるよう様々な手法(市内幼保園などの関係者に対しての施設見学・試食会)の検討をする
- ・過去の「児童生徒の保護者」に限定していたものを、町内会や市民グループ・などに拡大したが、その周知を積極的に行い、当ステーションをアピールする機会をつくる

(3) 学校との連携

- ・学校への出前授業等の実施
- ・各学校と協議しながら「くにたち食育推進・給食ステーション」見学及び「給食の時間」を当ステーションで行い、併せて、栄養士・調理員などによる「食育授業や講話」の積極的な実施
- ・引き続き「教育支援室 さくら」への給食提供

3. 円滑な運営管理の実施

特に、「献立作成委員会」の運営については、令和5年度のPTA会長等協議会の要望を受け、「市民参加型給食」は維持しつつ、簡素化する形で開催しているが、実際、開催した結果、浮き彫りとなった課題や検討事項について、その解決策・改善策を検討する。

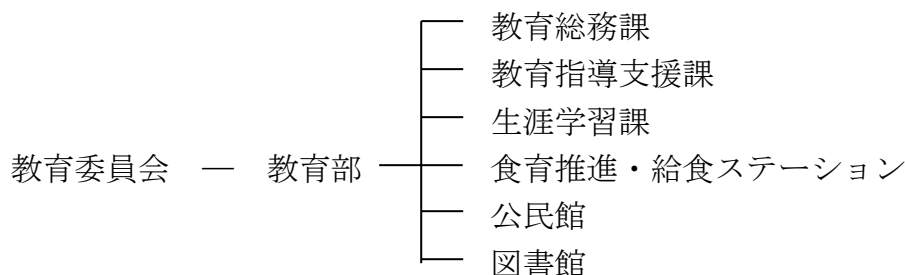
4. 維持管理及び運営業務実施事業者との連携強化

維持管理及び運営業務実施事業者の統括責任者などと連絡協調を強化して、学校給食の更なる安定提供を目指す

- ・独自提案による食育セミナーの実施

4. 組織（令和7年4月1日現在）

（1）教育委員会



（2）食育推進・給食ステーション職員構成

所長（1名）

栄養士職（7名） 正職員4名・会計年度任用職員3名

事務職（4名）正職員2名・会計年度任用職員2名

5. 国立市学校給食運営審議会

目的等：学校給食に関する管理運営事項を審議し、決定したことを教育委員会に答申する。

会議開催：年6～7回

委員構成：市立学校長代表	1名
市立学校給食主任代表	1名
市立学校食育リーダー代表	1名
市立学校保護者代表	11名（各校1名）
市立学校医代表	1名
市立学校薬剤師代表	1名
学識経験者	若干名

6. 専門委員会等

（1）学校給食献立作成委員会

目的等：学校給食をより充実するため、調査、研究を行い、学校給食の献立に役立てる。

会議開催：8月を除き毎月1回、給食ステーションにて対面形式 年4回
書面（メール）形式 年7回

委員構成：市立学校長	1名
市立学校給食主任	11名（各校1名）
市立学校保護者	11名（各校1名）

（2）学校給食用物資納入登録業者選定委員会

目的等：学校給食用物資納入登録業者の審査、選定を行い、かつ、物資及び購入方法等の調査、研究を行う。

会議開催：7月を除き毎月1回、出席委員を1回につき小学校4校、中学校2校
又は1校に分けて開催

委員構成：市立学校長 1名
市立学校給食主任 2名
市立学校保護者代表 11名（各校1名）

（3）給食主任会

目的等：給食の目的を達するため、教育委員会と各学校との連絡協議及び調査、研究を行う。

会議開催：年2回

委員構成：市立学校給食主任 11名（各校1名）

7. 令和7年度学校給食年間予定表

学校 \ 学期	1 学 期	2 学 期	3 学 期
	開 始～終 了	開 始～終 了	開 始～終 了
第一小学校	4/10～7/17	8/28～12/24	1/9～3/23
第二小学校	4/10～7/17	8/28～12/24	1/9～3/23
第三小学校	4/11～7/17	8/28～12/24	1/9～3/19
第四小学校	4/10～7/18	8/28～12/25	1/9～3/23
第五小学校	4/9～7/17	8/28～12/23	1/9～3/19
第六小学校	4/10～7/17	8/28～12/24	1/9～3/19
第七小学校	4/11～7/16	8/29～12/23	1/13～3/19
第八小学校	4/14～7/17	8/28～12/24	1/9～3/23
第一中学校	4/11～7/17	8/28～12/24	1/9～3/23
第二中学校	4/11～7/17	8/28～12/24	1/9～3/23
第三中学校	4/11～7/17	8/28～12/24	1/9～3/18

※給食実施基準日数

〔 小学校 194 日
中学校 181 日

8. 国立市の学校給食の沿革

昭和36年1月に町立第一小学校で自校方式による学校給食が始められました。

昭和41年9月に学校給食の早期実現を望む19,000名に及ぶ署名請願が町議会に出され、各校方式かセンター方式かの論議の末、昭和42年11月に小、中学校同時にセンター方式で学校給食を実施することが決定されました。

翌昭和43年1月に給食センター建設に着手、9月9日に小中学校7校（当時小学校5校、中学校2校）5,400食を対象に完全給食が実施されました。

同時に第一小学校で実施されていた給食は、センター方式に合併されました。

その後、児童生徒の増加により隣接地に第二給食センターを建設し昭和51年1月12日から3校（三小、七小、一中）2,616食を対象に給食を実施しました。

昭和52年9月に児童と生徒の栄養基準量の違いから、第一給食センターを小学生、

第二給食センターを中学生対象としました。

その後、55 年以上にわたって給食を提供してきましたが、経年により施設・内部設備ともに老朽化し、求められる衛生水準や機能に解決すべき問題が出てきたため、平成 28 年度から施設の更新について、新学校給食センター整備事業を開始しました。事業では、公民連携等の事業スキームの検討を行い、SPC（国立泉学校給食株式会社）に設計・建設・運営を一括して委託する PFI 手法を採用しました。

そして、令和5年6月に新しい施設が完成し、二学期から学校に給食を提供しました。給食提供運営事業についてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が担っています。

※PFI 手法とは、民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を効率的・効果的に整備する公共事業の手法のこと。

給食センター 1 日目の献立

第一給食センター（昭和 43 年 9 月）	第二給食センター（昭和 51 年 1 月）
・牛乳 ・コーヒーパン ・シェルマカロニイタリアン ・プリン ・フルーツドレッシング	・肉うどん ・ヨーグルト ・サラダ

く に たち 食 育 推 進 ・ 給 食 ス テ ー シ ョ ン 1 日 目 の 献 立

小学校給食（令和 5 年 8 月）	中学校給食（令和 5 年 8 月）
・柏型パン ・夏野菜入り ABC マカロニスープ ・ハムカツ ・ブロッコリーサラダ（イタリアンドレッシング） ・低温殺菌牛乳	・柏型パン ・夏野菜入り ABC マカロニスープ ・ケイジャンチキン ・ブロッコリーサラダ（イタリアンドレッシング） ・低温殺菌牛乳

9. 国立市の学校給食摂取基準

児童・生徒 1 人 1 回当たり

項 目	小学1・2年生	小学3・4年生	小学5・6年生	中 学 生	備 考
エネルギー (kcal)	490	600	720	770	
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 13%～20%				
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 20%～30%				
ナトリウム (塩分相当量)(g)	1.5 未満	2 未満	2 未満	2.5 未満	
カルシウム (mg)	290	350	360	450	
マグネシウム (mg)	40	50	70	120	
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5	
ビタミン A (μgRAE)	160	200	240	300	
ビタミン B1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5	
ビタミン B2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6	
ビタミン C (mg)	20	25	30	35	
食物繊維 (g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	7 以上	
亜鉛 (mg)	2	2	2	3	配慮基準

10. 学校用給食物資の購入について

(1) 食材の購入についての考え方

食材は、公益財団法人東京都学校給食会、東毛酪農業協同組合及び物資納入登録業者から購入しています。

食品衛生法、日本農林規格に関する法律等の諸規制に適合し、基本的に国内産原料または国内生産・加工のもので、食品添加物、遺伝子組換え及び農薬の使用を極力抑えたものの購入に努めています。

なお、物資納入登録業者からの購入は、国立市学校給食用物資納入基準書に基づき購入しています。

(2) 主な食材の購入

①パン、麺類、調味料の一部

公益財団法人東京都学校給食会から購入しています。

パンは、東京都学校給食会指定のパン業者から各学校へ直送しています。

小学校：イチマツ食品（あきる野市）、中学校：竹島製パン（八王子市）

②牛乳

東毛酪農業協同組合から低温殺菌のビン牛乳を各学校へ直送しています。

③米

慣行栽培米、特別栽培米を使用し、給食ステーションで炊飯しています。

④その他おかず等一般食材

献立作成委員会で決定された献立内容に基づいた見積書を作成し、登録している業者へ見積書を配布します。

登録業者から出された見積書、現物見本により、物資納入業者選定委員会の中での入札で決定しています。

物資納入登録業者：令和7年度～令和8年度（2カ年）

地域別登録業者数

地域別	市内	他市町	区部	他県	計
業者数	2	20	1	4	27

業種別登録業者数

業種	米・パン・めん類	野菜・果物	魚介類	食肉類	牛乳・乳製品	その他（総合）	計
業者数	6	2	2	4	2	11	27

(3) 地場産（市内産）野菜の導入

地場産野菜の導入は、平成16年3月から開始しました。

令和6年度の地場野菜の供給量は約9,120kgで、全野菜使用量の9.7%となりました。これは、夏場の酷暑と乾燥により、秋野菜の生育に大きなダメージが与えら

れたことや納品している農家の方々の体調不良が重なったことによるものと考えられます。

このように地場野菜は、気候や生産量の影響を大きく受けるため、納入していただけの農家の方の拡大を目指して、NPO法人「地域自給くにたち」以外の若手も含めた複数人の農家の方と協議などを行い、都市農業振興担当や東京みどり農協と連携してきました。その結果、令和6年度末に「国立地区学校給食部会」を東京みどり農協が事務局となって設立することができました。

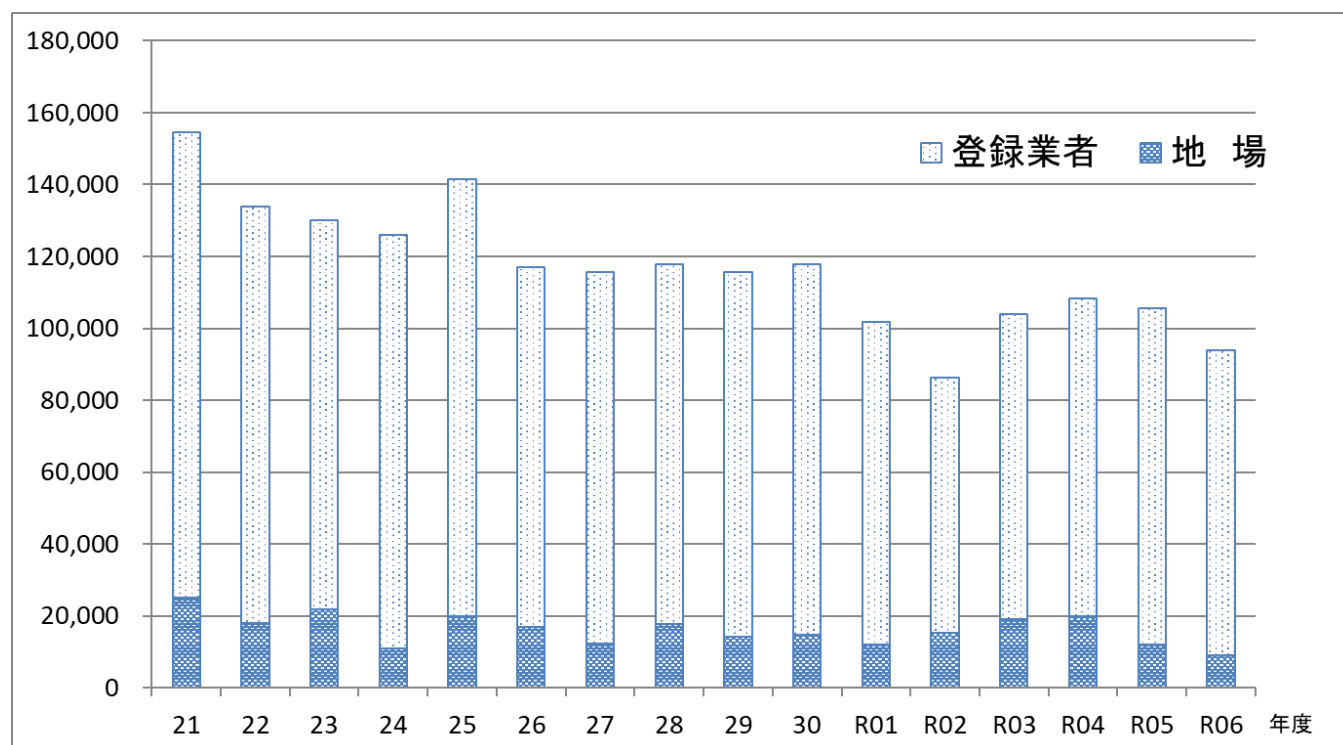
今後も、農薬などをできるだけ使用しない安心して食べられる新鮮な野菜類の導入を積極的に進めていきます。

野菜使用量

(単位：Kg)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地 場	24,965	17,958	21,800	10,889	19,923	16,815	12,188	17,842
登録業者	129,612	115,871	108,318	114,985	121,513	100,243	103,533	100,036
計	154,577	133,829	130,118	125,874	141,436	117,058	117,058	117,058

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地 場	14,099	14,731	12,142	15,326	18,971	19,779	12,047	9,120
登録業者	101,482	102,966	89,584	70,934	85,062	88,652	93,619	84,810
計	115,581	117,697	101,726	86,260	104,033	108,431	105,666	93,930



地場野菜等使用量

小学校給食用

品目	使用量 (kg)
和梨	15
玉ねぎ	2,405
キャベツ	434
人参	175
ほうれん草	119
じゃがいも	498
小松菜	36
長ねぎ	477
大根	1,258
白菜	882
米	485
計	6,784

中学校給食用

品目	使用量 (kg)
和梨	9
玉ねぎ	751
キャベツ	168
人参	112
小松菜	36
じゃがいも	150
長ねぎ	244
大根	590
白菜	481
ほうれん草	67
なす	25
とうもろこし	188
米	345
計	3,166

※上記は野菜以外の食材（米・もち米）も含みます。

11. 納入物資の検査について

①病原性大腸菌O-157 検査

110 検体

7月を除く毎月、肉類、野菜類、魚類、加工品等の中から10品目程度を選び出し、病原性大腸菌O-157の検査を実施しています。

②細菌等検査

63 検体（農薬関係8検体、細菌関係40検体、金属関係3検体、食器類12検体）

果物や米、パンや麺に使われる小麦粉の残留農薬検査、野菜や果物の細菌検査、食事器具の残留脂肪・でん粉・蛋白質・洗剤の検査を実施しています。

12. 衛生管理

職員の検査

全職員の検査を実施しています。

毎月2回

検査項目：赤痢菌・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・病原性大腸菌O-157
月1回（10月～3月）

検査項目：ノロウイルス

13. アレルギー等について

必要な方には、以下の対応を行っています。

①詳細献立資料の配布

給食予定表以外に、献立ごとの原材料が詳細に書かれた資料や加工品の原材料が書かれた資料を送付しています。

②飲用牛乳の除去

アレルギー等の疾病を有する場合、飲用牛乳のみを除去しています。

③食物アレルギー等対応食の選択

通常給食ではなく、希望する場合は乳、卵を除去したアレルギー等対応食をお届けしています。

14. 令和6年度試食会

(1) 集計結果

①試食回数 107回

②開催会場 食育推進・給食ステーション 96回、学校 9回、その他 2回

③実施内訳

一小	二小	三小	四小	五小	六小	七小	八小
1	1	0	1	1	1	3	1
一中	二中	三中	保護者	市民	未就学	イベント	その他
1	1	0	5	14	14	4	59

④参加者数 735名

⑤アンケート回収数 611名（回収率83.1%）

⑥試食区分 小学校低学年 15回、小学校中学年 2回、小学校高学年 46回、
中学校 44回

(2) アンケートの結果

①味について（主食）

おいしい：539人（88.2%） 普通：66人（10.8%）
おいしくない：3人（0.5%） 無記入：3人（0.5%）

②味について（副食）

おいしい：543人（88.9%） 普通：55人（9.0%）
おいしくない：4人（0.7%） 無記入：9人（1.4%）

③味について（全体）

濃い：2人（0.3%）
丁度良い：546人（89.4%）
薄い：59人（9.7%） 無記入：4人（0.6%）

④全体の量について

多い：41人（6.7%） 丁度良い：528人（86.4%）
少ない：35人（5.7%） 無記入：7人（1.1%）

⑤献立の組合せについて

- 良い： 494 人 (80.9%) 普通： 108 人 (17.7%)
 悪い： 1 人 (0.1%) 無記入： 8 人 (1.3%)
- ⑥本日の食器（箸・スプーン・フォーク）について
 食べやすい： 579 人 (94.8%)
 食べにくい： 17 人 (2.8%) 無記入： 15 人 (2.4%)
- ⑦材料の切り方について
 良い： 602 人 (98.5%)
 悪い： 1 人 (0.2%) 無記入： 8 人 (1.3%)
- ⑧★の数
 ★★★★★： 462 人 (75.6%) ★★★★★： 105 人 (17.2%)
 ★★★： 24 人 (3.9%) ★★： 6 人 (1.0%)
 ★： 5 人 (0.8%) 無記入： 9 人 (1.5%)

15. 給食調理残渣・残飯等（生ごみ）の堆肥化事業

給食ステーションでは、食品残渣の有効な再利用を図り、循環型社会の構築を目指し、民間業者へ生ごみの堆肥化を委託しています。

(kg)

年 度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
残渣・残飯 等搬出量	80,531	75,942	71,363	83,357	89,902	91,549	96,290

小・中学校残菜量

学校		小学校			中学校		
学期		一学期	二学期	三学期	一学期	二学期	三学期
平成 30 年度	供 給 量 (kg)	129,809	150,951	93,295	60,303	67,414	41,346
	残 量 (kg)	15,940	16,770	9,585	7,007	8,112	5,528
	残 食 率 (%)	12.3	11.1	10.3	11.6	12.0	13.4
	年間残食率 (%)	11.3			12.2		
令和 元 年度	供 給 量 (kg)	121,885	153,662	69,900	60,303	67,414	41,346
	残 量 (kg)	14,638	18,007	8,160	7,007	8,112	5,528
	残 食 率 (%)	12.0	11.7	11.7	11.6	12.0	13.4
	年間残食率 (%)	11.8			12.2		

学校		小学校			中学校		
学期		一学期	二学期	三学期	一学期	二学期	三学期
令和 2 年 度	供 給 量 (kg)	74,547	185,324	99,089	37,754	80,522	36,643
	残 量 (kg)	9,707	23,480	11,320	4,690	11,148	5,595
	残 食 率 (%)	13.0	12.7	11.4	12.4	13.8	15.3
	年間残食率 (%)	12.4			13.8		
令和 3 年 度	供 給 量 (kg)	138,639	161,708	95,771	63,298	72,844	40,918
	残 量 (kg)	17,972	17,983	10,888	8,820	9,296	5,167
	残 食 率 (%)	13.0	11.1	11.4	13.9	12.8	12.6
	年間残食率 (%)	11.8			13.1		
令和 4 年 度	供 給 量 (kg)	135,939	154,442	99,567	62,842	71,021	41,852
	残 量 (kg)	19,336	22,202	13,306	7,999	9,476	5,821
	残 食 率 (%)	14.2	14.4	13.4	12.7	13.3	13.9
	年間残食率 (%)	14.1			13.3		
令和 5 年 度	供 給 量 (kg)	138,139	158,705	100,561	60,705	68,429	42,539
	残 量 (kg)	21,206	27,992	18,141	8,372	9,971	5,867
	残 食 率 (%)	15.35	17.64	18.04	13.79	14.57	13.79
	年間残食率 (%)	16.94			14.10		
令和 6 年 度	供 給 量 (kg)	138,628	166,166	100,481	60,617	71,427	40,475
	残 量 (kg)	26,226	32,678	16,616	7,337	8,977	4,456
	残 食 率 (%)	18.9	19.7	16.5	12.1	12.6	11.0
	年間残食率 (%)	18.6			12.0		

16. 学校給食費調べ（令和7年度当初予算）

学校給食費総額 769,394 千円

内訳

職員人件費等 63,201 千円

会計年度任用職員報酬等 18,909 千円

運営審議会運営費 1,038 千円

管理運営費 686,246 千円

（光熱水費・修繕費・委託料・工事請負費・備品購入等）

（令和6年度学校給食費総額 541,039 千円 比較増減 228,355 千円増）

一般会計総額 39,875,000 千円 . . . A

教 育 費 5,135,679 千円 . . . B

学 校 給 食 費 769,394 千円 . . . C

① 一般会計に占める割合 教 育 費 12.9% (B/A)

学校給食費 1.9% (C/A)

② 教育費に占める割合 学校給食費 14.9% (C/B)

管理運営費（学校給食費）市財負担分

市財負担分一食当り単価 818 円 (C/D)

※年間喫食数（令和6年度）940,333 食 . . . D

市民一人当たり負担額 10,102 円（年額） (C/人口)

※令和7年4月1日現在 国立市 人口 76,163 人

学校給食費受益者負担分

一食当り単価 176 円 (E/D)

※食材費（令和6年度）：保護者負担分 165,446 千円 . . . E

・ 一食当り単価：994 円（市財負担分 818 円＋受益者負担分 176 円）

・ 学校給食に係る経費：934,840 千円（市財負担分 C＋受益者負担分 E）

※教職員分給食費含まず

17. 学校給食費

(1) 学年別給食費

(単位：円)

	月 額	一食当り単価	年 額
小学1・2年生	5,200	295	57,200
小学3・4年生	5,660	321	62,260
小学5・6年生	6,080	345	66,880
中 学 生	6,360	387	69,960

※ 年間11回納入、令和7年度に改定

(2) 令和6年度学校給食費収支決算額（令和7年5月31日現在）

収入

(単位：円)

区分	調定額	不納欠損額	収入額	未収入額	摘要
給食費合計	204,297,765	601,283	194,986,866	8,709,616	収納率 95.44%
現年度給食費	195,550,692	0	194,551,469	999,223	収納率 99.49%
過年度給食費	8,747,073	601,283	435,397	7,710,393	収納率 5.35%
前年度繰越金	9,358,554	0	9,358,554	0	
雑 入	203,787	0	203,787	0	廃油売却収入等
補 助 金	94,054,350		94,054,350	0	(※)
合 計	307,914,456	601,283	298,603,557	8,709,616	

(※) 学校給食費物価高騰対応補助金及び学校給食用食材購入費補助金

支出（給食材料購入）

(単位：円)

品 名	支出額
主食購入代	50,483,377
副食購入代	177,827,023
牛乳購入代	60,624,450
調味料購入代	8,416,709
合 計	297,351,559

合 計

(単位：円)

	金 額
収入合計	298,603,557
支出合計	297,351,559
差引残額	1,251,998

18. 食育推進・給食ステーションレイアウト図



①前室
白衣の着用や手洗い、靴の履き替えをします。



②エアシャワー
上部や横から風が出てきて白衣や帽子についている異物を取り除きます。



③検収室
肉魚卵と野菜類等の検収場所を分けて交差汚染を防ぎます。



④プレハブ冷蔵庫
1,200 kgの野菜を冷蔵保管することができます。



⑤下処理室
野菜の皮を取り除き、3回以上洗浄します。肉や魚の下味付けをします。



⑥炊飯室
5,000食を82個の釜で連続炊飯します。※写真はターメリックライス



⑦揚物・焼物・蒸し物室
連続揚物機は1時間で4,000食、焼物や蒸し物は1度に770食調理できます。



⑧煮炊き調理室
回転釜を11機配置し、1機の回転釜で汁物を1,000食調理できます。



⑨冷菜調理室
室内は20℃以下で食中毒菌を繁殖させないよう調理します。



⑩食物アレルギー等対応室
卵や乳アレルギーなどの原因食物を除去して調理します。



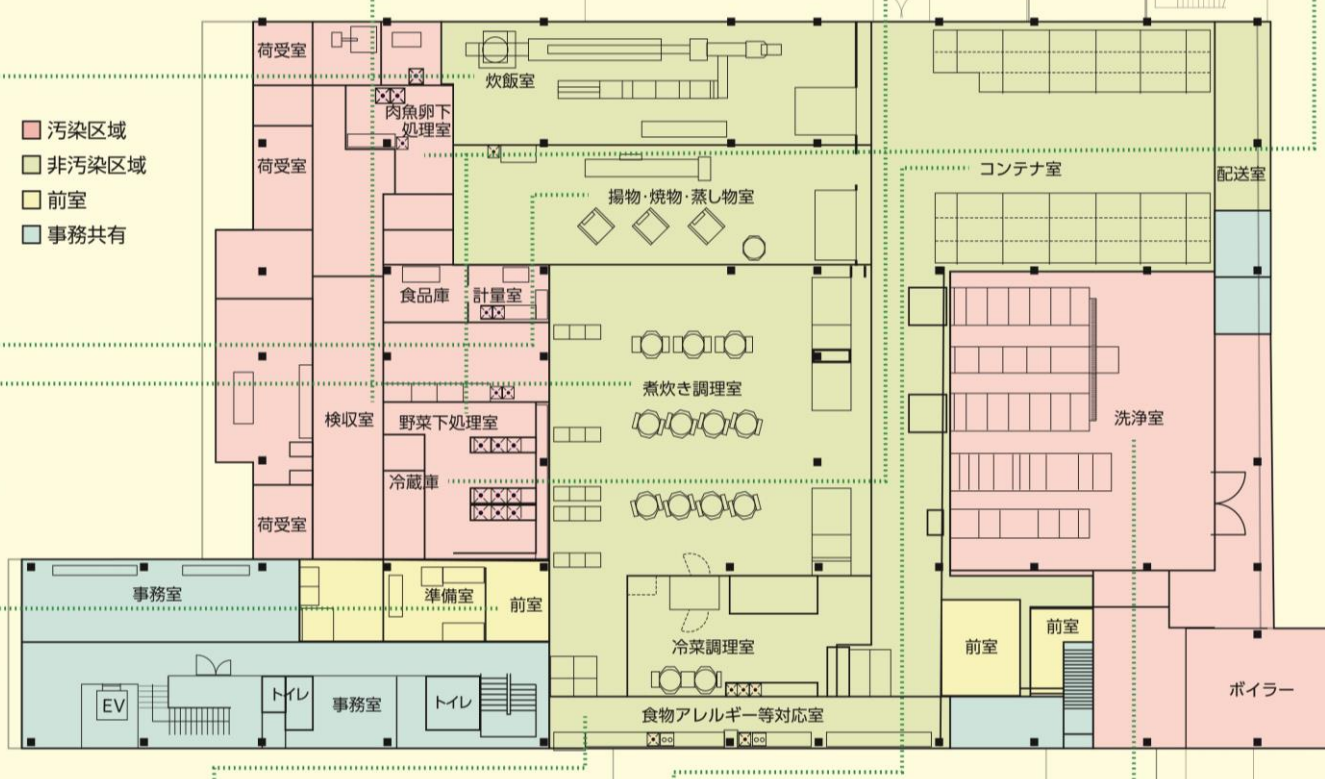
⑪コンテナ室
食缶用と食器用のコンテナ96台があり、学校ごとに分け配送順に並べます。



⑫洗浄室
5,000食の食器や食缶を約2時間で洗浄します。



食器
食器はカップ・どんぶり・小皿・大皿の4種類があります。



展示スペース
給食ステーションについての紹介や食育に関する展示をしています。



会議室兼ランチルーム
研修会や試食会を最大80名の規模で実施できます。



見学通路
見学通路から煮炊き調理室などを見学をすることができます。

19. 年 表

昭和36年 1 月	国立町立第一小学校で給食開始								
昭和41年 9 月	国立町公立学校 P T A 連絡協議会から国立町議会へ学校給食早期実施の請願書が出される								
昭和42年 1 月	国立市制施行								
6 月	国立市教育委員会に対し、学校給食実施について意見答申が求められる								
9 月	国立市教育委員会、国立市の学校給食について答申								
11 月	国立市の学校給食を小中学校同時にセンター方式で実施することを決定								
昭和43年 1 月	給食センターの建設始まる								
9 月	小学校 5 校、中学校 2 校を対象に、完全給食実施。 同時に、第一小学校の自校方式給食は給食センターに合併される								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>8 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>9 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	8 0 0 円 (月額)	小学校 高学年	9 0 0 円 (月額)	中学校	1, 1 0 0 円 (月額)		
小学校 低学年	8 0 0 円 (月額)								
小学校 高学年	9 0 0 円 (月額)								
中学校	1, 1 0 0 円 (月額)								
昭和45年 5 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 低学年</td><td>1, 0 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 高学年</td><td>1, 1 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 4 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 低学年	1, 0 0 0 円 (月額)	小学校 高学年	1, 1 5 0 円 (月額)	中学校	1, 4 0 0 円 (月額)		
小学校 低学年	1, 0 0 0 円 (月額)								
小学校 高学年	1, 1 5 0 円 (月額)								
中学校	1, 4 0 0 円 (月額)								
昭和47年 9 月	アルマイト食器 (ボールと皿) を、ポリプロピレン食器 (ランチ皿と汁椀) に替える								
11 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1, 2 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1, 4 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>1, 6 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 1 0 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1, 2 5 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1, 4 0 0 円 (月額)	中学校	1, 6 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 1 0 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1, 2 5 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1, 4 0 0 円 (月額)								
中学校	1, 6 0 0 円 (月額)								
昭和48年11月	隣接地に第二給食センター建設の素案を、理事者会で検討								
給食費改定									
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 4 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>1, 6 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>1, 8 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2, 1 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 4 5 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	1, 6 5 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	1, 8 5 0 円 (月額)	中学校	2, 1 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 4 5 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	1, 6 5 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	1, 8 5 0 円 (月額)								
中学校	2, 1 0 0 円 (月額)								
昭和50年 6 月	第二給食センター建設開始								
7 月	給食費改定								
給食費	<table border="1"> <tr> <td>小学校 1、2 年生</td><td>1, 7 5 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 3、4 年生</td><td>2, 0 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>小学校 5、6 年生</td><td>2, 2 0 0 円 (月額)</td></tr> <tr> <td>中学校</td><td>2, 5 0 0 円 (月額)</td></tr> </table>	小学校 1、2 年生	1, 7 5 0 円 (月額)	小学校 3、4 年生	2, 0 0 0 円 (月額)	小学校 5、6 年生	2, 2 0 0 円 (月額)	中学校	2, 5 0 0 円 (月額)
小学校 1、2 年生	1, 7 5 0 円 (月額)								
小学校 3、4 年生	2, 0 0 0 円 (月額)								
小学校 5、6 年生	2, 2 0 0 円 (月額)								
中学校	2, 5 0 0 円 (月額)								

- 昭和51年 1 月 第二給食センター給食開始
対象校第三小学校、第七小学校、第一中学校計 2,616 食
米飯給食を週 1 回にする
- 昭和52年 9 月 小学校 8 校を第一給食センターで、中学校 3 校を第二給食センターで調理することとする。
小、中学校とも先割れスプーンを廃止しスプーン、フォークを使用
給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 2, 0 5 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 2, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 2, 5 5 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 2, 8 5 0 円 (月額) |
- 昭和54年 4 月 米飯給食に割箸を使用
- 昭和56年 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 2, 4 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 2, 7 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 0 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
- 昭和63年 2 月 給食センター運営審議会から教育長あてに「学校給食に供する食事器具（箸）について」の要望書が出される
- 10 月 割箸を廃止し、木製常備箸を採用(小学校白南天、中学校岩手県産のみずめざくら)
- 平成 5 年 1 月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
- 3 月 給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 3, 0 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
- 9 月 中学校給食の一部に、強化磁器食器を導入し試行
- 平成 7 年 9 月 木製常備箸を小学校、中学校ともに白南天に統一
- 平成 9 年 12 月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
- 平成10年 3 月 給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 4 月 給食費改定
- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 給食費 | 小学校 1、2 年生 | 3, 3 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 3、4 年生 | 3, 6 0 0 円 (月額) |
| | 小学校 5、6 年生 | 3, 9 0 0 円 (月額) |
| | 中学校 | 3, 9 0 0 円 (月額) |
- 平成13年 4 月 米飯給食を小学校は週 1 回を週 2 回実施、中学校は週 2 回を隔週 3 回実施
- 平成14年 4 月 学習指導要領改訂（完全学校週 5 日制実施）
サンプル展示（現物）を写真展示に切り替え

- 平成15年 4月 給食実施基準日数変更
 小学校 年間180日を189日（1年生は165日を177日）
 中学校 年間160日を178日に回数を増やす
 給食費改定
 給食費
- | | | |
|-----------------------|-------|------------|
| 小学校 | 1、2年生 | 3,500円（月額） |
| 小学校 | 3、4年生 | 3,800円（月額） |
| 小学校 | 5、6年生 | 4,100円（月額） |
| 中学校 | | 4,350円（月額） |
| （小学校1年生は4月分のみ、1,055円） | | |
- 小、中学校とも箸入替え（白南天を京華木にする）
 9月 中学校給食に個別食器導入
 平成16年 3月 地場野菜利用開始
 平成17年 4月 学校給食用牛乳、東京都（森永乳業）から東毛酪農に契約変更
 200ml ビン牛乳を継続、あわせて低温殺菌牛乳を導入
 給食費改定（ビン牛乳継続に伴う改定）
 給食費
- | | | |
|-----------------------|-------|------------|
| 小学校 | 1、2年生 | 3,650円（月額） |
| 小学校 | 3、4年生 | 3,950円（月額） |
| 小学校 | 5、6年生 | 4,250円（月額） |
| 中学校 | | 4,500円（月額） |
| （小学校1年生は4月分のみ、1,100円） | | |
- 9月 汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製に一部買替え（小学校）
 平成18年 6月 国立市立学校給食センター運営審議会より答申
 汁椀をポリプロピレン製からPEN樹脂製にすべて買替え（小学校）
 平成19年 3月 国立市立学校給食センター施設・整備性能診断調査業務委託・実施
 9月 学校給食施設整備検討委員会（報告）
 （新たに適地を求めて、建替えの方向が示された。）
 平成21年 1月 国立市の財政健全化方策案の中で平成25年度の基本設計から平成27年度の大規模改修が示された。
 4月 配送業務委託開始
 6月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
 平成22年 1月 ホームページに毎日の給食写真の掲載を開始
 9月 携帯サイトに献立情報の掲載を開始
 平成23年 3月 東日本大震災に伴い給食を停止
 小学校：3月16、17、18日、中学校：3月16、17日
 4月 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う計画停電により簡易給食を実施（4月8、13日）
 6月 給食食材の予定産地の公表を開始
 7月 外部検査機関による給食食材の放射能測定を開始
 11月 耐震診断調査の結果、第一給食センターと第二給食センターは共に国立市耐震改修促進計画で示されている構造耐震指標を上回っており、補強の必要はないと判断された。
 平成24年 2月 給食センターに放射能測定器を設置

- 2月27日から毎日の午前中に飲用牛乳、小学校提供給食及び中学校提供給食の検査を開始
- 9月 米飯給食の実施拡大に伴い、11月まで政府備蓄米の無償交付を受ける。小学校10回分(1,860kg)、中学校13回分(1,690kg)
- 平成25年1月 ホームページに献立レシピの掲載を開始
- 4月 小、中学校とも週3回の米飯給食を実施
- 平成27年2月 給食センター更新計画に関する検討部会の検討開始
- 8月 国立市立学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託・実施
- 平成28年2月 国立市立学校給食センター運営審議会から意見書が出される
- 11月 国立市立学校給食センター整備基本計画の策定
- 令和元年7月 給食センター運営審議会に給食費改定諮問
- 8月 新学校給食センター整備事業方針(案)市民説明会
- 11月 中華人民共和国 首都保健栄養美食学会から視察
給食センター運営審議会より給食費改定の答申
- 令和2年2月 新学校給食センター新入生保護者説明会
- 3月 新型コロナウイルス蔓延防止のための学校休業により(2日～)給食停止
- 4月 給食費改定
- | | | |
|-----|-----------------------|------------|
| 給食費 | 小学校 1、2年生 | 4,000円(月額) |
| | 小学校 3、4年生 | 4,350円(月額) |
| | 小学校 5、6年生 | 4,700円(月額) |
| | 中学校 | 4,900円(月額) |
| | (小学校1年生は4月分のみ、1,300円) | |
- 6月 学校給食再開(4日)再開当初の2週間は簡易給食を実施
- 7月 国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者評価委員会(第1回)開催(～令和3年4月・全4回)
国立市立学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定庁内検討委員会(第1回)開催(～令和3年4月・全5回)
- 令和3年7月 国立市立学校給食センター整備運営事業に関して、新給食センターの建設及び調理等の運営について、国立泉学校給食株式会社と契約を締結する。
- 11月 教育支援室「さくら」への試験的給食提供開始
- 令和4年3月 新学校給食センターの建設工事が始まる。
- 10月 未就学児向け保護者等向けセンター見学及び試食会開始
- 12月 国立市立学校給食センター設置条例が改正され、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例が公布される。新施設の愛称を「KAMU COME(カムカム)キッチン」とする。
- 令和5年8月 くにたち食育推進・給食ステーション開設及び給食提供開始
- 11月 「国立市農業まつり」に食育推進・給食ステーションとして出店
- 令和6年1月 輸出用ホタテ貝応援事業として無償提供ホタテを学校給食として提供(以降3回実施)

- 令和6年1月 小学校3年生が給食ステーション訪問（給食の時間を過ごし、栄養士が箸の持ち方等巡回指導と食育授業を行う）（以降複数校来所）
- 3月 給食提供運営事業者と共催による「食育セミナー」実施
- 7月 給食提供運営事業者と共催による「探検ツアー」実施
学級閉鎖で廃棄処分せざるを得ない食材の活用開始
- 令和7年1月 児童・生徒の給食費が公費負担（無償化）となる。
- 3月 「国立地区学校給食部会」設立
- 4月 給食費改定

給食費	小学校 1、2年生	5, 200円（月額）
	小学校 3、4年生	5, 660円（月額）
	小学校 5、6年生	6, 080円（月額）
	中学校	6, 360円（月額）
	（小学校1年生は4月分のみ、3, 460円）	

20. 条例、規則等資料

〇くにたち食育推進・給食ステーション設置条例

昭和43年4月1日条例第7号

改正 昭和50年10月1日条例第27号 昭和56年5月1日条例第20号

令和4年12月26日条例第23号

（設置）

第1条 将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供するとともに、顕在化する食に関する課題の解決並びに子どもたちの健やかな成長及び市民の食を通じたより豊かな生活の実現に貢献するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）を設置する。

（位置）

第2条 給食ステーションの位置は、次のとおりとする。

国立市泉1丁目3番地6

（管理運営）

第3条 給食ステーションは、国立市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理運営する。

（職員）

第4条 給食ステーションに施設の長その他必要な職員をおく。

（事業）

第5条 給食ステーションは、次の事業を行う。

- （1） 国立市立小学校及び国立市立中学校の学校給食に係る物資の調達、調理及び輸送に関する事業
- （2） 食育に関する事業
- （3） 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事業

(運営審議会)

第6条 学校給食の運営について適切な実施を図るため、国立市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置する。

2 運営審議会は、学校給食に関する管理運営事項その他必要な事項を審議し決定したことを委員会に答申する。

3 運営審議会委員は、委員会が委嘱する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（省略）

〇くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則

昭和43年7月12日教委規則第2号

改正 昭和43年8月1日教委規則第6号 昭和50年12月20日教委規則第6号

昭和53年7月13日教委規則第6号 昭和62年6月24日教委規則第6号

平成25年3月22日教委規則第4号 令和5年7月18日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する職員は、次のとおりとする。

(1) 所長

(2) 所長補佐又は主査および主事

ア 一般事務

イ 栄養士

(任務)

第3条 所長は、教育長の命を受け、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）の業務を掌理し、所属職員（以下「職員」という。）を指揮監督する。

2 所長補佐又は主査は、所長の命を受け、所管分掌事務を掌理し、職員を指導、監督する。

3 他の職員は、上司の命を受け、給食ステーションの業務に従事する。

(事務分掌)

第4条 食育推進・給食ステーションの事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 学校給食計画に関すること。

(2) 学校給食物資に関すること。

(3) 献立、調理、配送に関すること。

(4) 衛生、施設、労務管理に関すること。

(5) 学校給食費に関すること。

(6) 学校給食の運営に伴う各種会議に関すること。

(7) 食育に関すること。

(8) 栄養指導およびその調査研究に関すること。

(9) 所内の庶務に関すること。

(所長の専決事項)

第5条 所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 給食ステーションの通常の運営管理に関すること。
- (2) 給食用物資の購入および代金の支払いに関すること。
- (3) 給食費の徴集および経理に関すること。

(準用規定)

第6条 給食ステーションにおける事務の処理、職員の服務等については、特別の定めがあるもののほか、国立市教育委員会の規則および規程を準用する。

(業務報告)

第7条 所長は、各月の業務の概況をその翌月の10日までに教育長に報告し、その承認を得なければならない。

(運営審議会との関係)

第8条 所長は、国立市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）の会長の要請があつた場合は必要な資料を作成し、提出するものとする。

2 所長は、運営審議会の監査員の求めに応じて給食費に関する経理内容の監査を受けるものとする。

(専門委員会)

第9条 条例第5条の事業を適性かつ円滑に遂行するため、次の専門委員会を設ける。

- (1) 学校給食用物資納入登録業者選定委員会
- (2) " 献立作成委員会
- (3) 給食主任会

2 専門委員会に関することは、別に規程で定める。

附 則（省略）

〇くにたち食育推進・給食ステーションの給食費に関する規則

昭和43年8月31日教委規則第10号

改正 昭和45年6月23日教委規則第4号 昭和47年10月18日教委規則第2号
昭和48年11月27日教委規則第5号 昭和50年7月15日教委規則第4号
昭和52年7月11日教委規則第5号 昭和56年2月13日教委規則第1号
平成元年3月1日教委規則第1号 平成5年3月24日教委規則第2号
平成10年3月30日教委規則第2号 平成14年3月22日教委規則第2号
平成15年2月26日教委規則第3号 平成17年1月26日教委規則第2号
令和元年12月24日教委規則第3号 令和2年3月30日教委規則第4号
令和5年7月18日教委規則第4号 令和6年3月19日教委規則第2号
令和6年12月9日教委規則第5号 令和7年3月26日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）の給食費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給食の実施日)

第2条 給食ステーションの行なう給食は、週5日制とする。

(給食費の額)

第3条 給食費の額は、次のとおりとし、年間11カ月分を納入するものとする。ただし、小学1年生については、4月分のみ3,460円とする。

(1) 小学1・2年生 月額 5,200円

(2) 小学3・4年生 月額 5,660円

(3) 小学5・6年生 月額 6,080円

(4) 中学生 月額 6,360円

(5) 小学校の教職員および小学校の給食の提供を受ける給食ステーションの職員(以下「小学校の教職員等」という。) 月額 6,080円

(6) 中学校の教職員および中学校の給食の提供を受ける給食ステーションの職員(以下「中学校の教職員等」という。) 月額 6,360円

2 小学校の教職員等については、年間の給食基準日数が194日を超えるときは、その超える日1日につき345円、中学校の教職員等については、年間の給食基準日数が181日を超えるときは、その超える日1日につき387円を別に納付するものとする。

3 会計年度任用職員は、給食ステーション職員に準ずる。

(給食費の納入)

第4条 給食費は、その納入についてあらかじめ保護者が教育委員会と指定金融機関に預金口座振替の申し出をおこない、教育委員会が当月分を毎月22日までに、指定金融機関へ請求することにより納入する。

2 前項によらない場合は、あらかじめ教育委員会が定めた納入書により当月分を毎月20日(3月分は3月5日)までに指定金融機関を通じて納入する。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、別に定めるところにより、保護者に対し給食費の納入を求めないことができる。

(給食の基準日数および基準額)

第5条 給食の年間基準日数は、小学1年生については188日、小学2年生から6年生まで(小学校の教職員等を含む。)については194日、中学生(中学校の教職員等を含む。)は181日とする。

2 給食費の1日の基準額は、第3条第1項各号の額に小学1年生については10を乗じ同項ただし書の金額を加え、小学2年生から6年生まで、中学生、教職員および給食の提供を受ける給食ステーションの職員については11を乗じ、それぞれの基準日数で除して得た額とし、端数は円未満で四捨五入する。

(給食費の日割計算)

第6条 給食費は、次の各号に該当するものについては日割で計算することができる。

(1) 児童、生徒の転出、転入、死亡の場合

(2) 病気または事故その他の事由で保護者の届け出により給食を受けない日が引き続き3日をこえた場合

(給食費の返還)

第7条 保護者は、前条に定める理由により返還金が生じた場合および過誤納入があつた場合は、学校長を通じて給食費の返還を請求することができる。ただし、請求できる期間は、翌年度の5月末日までとする。

- 2 牛乳によつて起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する児童及び生徒の保護者は、その児童及び生徒が給食として実施される飲むために用いる牛乳（以下「飲用牛乳」という。）を当該疾病の理由により飲まないときは、あらかじめ学校長を通じて、その旨を教育委員会に申請し、承認を得た場合は、別に定める飲用牛乳の単価に給食として飲用牛乳を実施した日数を乗じて得た額について、返還を請求することができる。ただし、請求できる期間は、翌年度の5月末日までとする。
- 3 前項の規定は、牛乳によつて起こるとみなされるアレルギー等の疾病を有する教職員について準用する。この場合において、同項中「その旨」とあるのは「医師の診断書等を添えてその旨」と読み替えるものとする。
- 4 教育委員会は、学校行事等により給食費に残額が生じたときは、年間1食単価に給食未実施日数を乗じて得た額で、翌年度の5月末日までに精算し、返還することができる。

（委任）

第8条 本規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則（省略）

○国立市学校給食運営審議会規則

昭和43年7月12日教委規則第3号

改正 昭和45年6月23日教委規則第3号 昭和50年5月10日教委規則第3号
平成20年5月27日教委規則第5号 令和4年6月21日教委規則第2号
令和5年7月18日教委規則第4号

（目的）

第1条 この規則は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

（構成）

第2条 国立市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者を委嘱する。

- （1）市立学校長代表 1名
- （2）市立学校給食主任代表 1名
- （3）市立学校食育リーダー代表 1名
- （4）市立学校保護者代表 各校1名
- （5）市立学校医代表 1名
- （6）市立学校薬剤師代表 1名
- （7）学識経験者 若干名

（任期）

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 審議会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監査員 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

5 監査員は、給食費の経理について定期および臨時に監査を行ない、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のとき会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、食育推進・給食ステーションにおいて処理する。

附 則 (省略)

○学校給食献立作成委員会規程

昭和43年7月12日教委規程第2号

改正 昭和45年6月23日教委規程第2号 昭和50年5月10日教委規程第3号

平成20年5月27日教委訓令第7号 令和5年7月18日教委訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき学校給食献立作成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、学校給食をより充実したものにするため、調査、研究を行ない、学校給食の献立に役立てる。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 市立学校長 1名

(2) 市立学校給食主任 各校1名

(3) 市立学校保護者 各校1名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は原則として、毎月1回給食実施月の前月所長が招集する。

(委任)

第6条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (省略)

○学校給食用物資納入登録業者選定委員会規程

昭和43年7月12日教委規程第1号

改正 昭和48年4月1日教委規程第1号 平成20年5月27日教委訓令第8号

令和5年7月18日教委訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき学校給食用物資納入登録業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、学校給食用物資納入登録業者の審査、選定を行ない、かつ、物資および購入方法等の調査、研究を行なう。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 市立学校長 1名
- (2) 市立学校給食主任 2名
- (3) 市立学校保護者 各校1名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、每学期1回以上所長が招集する。

(委任)

第6条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (省略)

○給食主任会規程

昭和43年7月12日教委規程第3号

改正 令和5年7月18日教委訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、くにたち食育推進・給食ステーション設置条例施行規則（昭和43年7月国立市教育委員会規則第2号）第9条第2項の規定に基づき、給食主任会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 給食主任会は、学校給食の目的を達するため、教育委員会と各学校との連絡協議および調査、研究を行なう。

(構成および会議)

第3条 給食主任会は、市立学校の給食主任をもって充て会議は教育長が招集する。

(委任)

第4条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則（省略）

学校給食法

発令 : 昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号

最終改正 : 令和 7 年 4 月 1 日施行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条—第九条）

第三章 学校給食を活用した食に関する指導（第十条）

第四章 雑則（第十一条—第十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めな

ければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養士若しくは同条第三項の管理栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業

又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

(補助金の返還等)

第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

- 一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないこととなつてとき。
- 三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部科学大臣の許可を受けないで処分したとき。
- 四 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 五 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

食育基本法

発令　　：平成 17 年 6 月 17 日号外法律第 63 号

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号

改正内容：平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号[平成 28 年 4 月 1 日]

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫（らん）する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）

に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会

議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらの

ボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

くにたち食育推進・給食ステーション

〒186-0012 東京都国立市泉 1-3-6

電話：(042) 572-4177

FAX：(042) 572-4178

HP（国立市）：<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

E-mail：sec_kyushokucenter@city.kunitachi.lg.jp